令和元年度補正予算

|  |
| --- |
| **小規模事業者持続化補助金＜一般型＞のご案内** |

　小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の3分の2を補助します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **補助内容は？** |  | **補助対象事業は？** |
| **補助上限額50万円＊**  ＊複数の事業者が連携して取組む事業の場合、上限100万円～500万円  (連携する小規模事業者数による)  **補助対象経費の3分の2以内** | 販促用のチラシ作製、店舗改装、展示会への参加等、販路開拓のための取組のほか、販路開拓と合わせて行う業務効率化(生産性向上)の取組についても補助対象となります。  ＊補助金の採否については事業の有効性の観点から審査いたします。通常の生産活動のための設備投資等(パソコン購入等)の費用は対象となりません。 |
| **補助対象者は？** |
| 商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者(個人・法人)   |  |  | | --- | --- | | 対象業種 | 従業員数 | | 卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) | 5名以下 | | サービス業(宿泊業・娯楽業) | 20名以下 | | 製造業その他 | 20名以下 |   ＊一定の要件を満たした特定非営利活動法人（従業員数20名以下）は補助対象となります。  ＊医師、歯科医師、組合(企業組合・協業組合を除く）、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、  宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体　等、申請時点で事業を行って  いない創業予定者は補助対象者に該当しません。 | **対象経費は？** |
| 機械装置等費  広報費  展示会等出展費  旅費  開発費  外注費　等… |

|  |
| --- |
| **締切：第１回　２０20年３月３１日(火)　第２回　６月５日（金）**  **第３回　１０月２日(金)　 第４回2021年２月５日（金）**  ＊商工会で申請書を確認する日数が必要なため、お早目に商工会へお越しください。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金活用の流れ | |  |  |  | | --- | --- | --- | | **1.経営計画書の策定・申請書作成** |  | **4.補助事業の採択決定** | | 市場動向、自社の強み等の分析、販路開拓や業務効率化、生産性向上の取組案を検討し、事業計画書を作成しましょう。 | 採択が決定されると採択者に交付決定通知が送付されます。  ＊交付決定前の発注や支出した経費は補助対象外となります。 | | **2.地域の商工会へ提出** | **5.販路開拓の取組実施** | | 商工会が申請書等の内容確認を行い、事業支援計画書を作成します。 | 採択された補助事業計画に沿って取り組んでください。問題や不明点について、商工会がサポートいたします。 | | **3.申請内容の審査** | **6.実績報告書の提出** | | 外部有識者等による審査を行います。 | 事業終了後に実績報告書を提出してください。  ＊実績報告後に補助金が支払われます。 | | |
|  |
| **公募要領等は東京都商工会連合会ＨＰでご確認ください**  **http://www.shokokai-tokyo.or.jp** | | |
| ご相談は日の出町商工会へ  お早目にお越しください | | 東京都西多摩郡日の出町平井３２３１－１  ＴＥＬ042（597）0270　ＦＡＸ042（597）4424 |